

## 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第6条第1項第2号の規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗、事務所その他これらに類する建築物に附属するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、不適切な資材置場の設置等のおそれのないものとして市長が認めたもの

第3条 条例第6条第1項第3号の規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物の設置のために必要なものとして市長が認めたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益性及び緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして市長が認めたもの

(資材置場の設置等の許可の申請)

第4条 条例第6条第2項の規定による申請は、様式第1号の申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資材置場の付近の見取図
- (2) 地積測量図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 土地の利用計画図
- (6) 資材の堆積時における堆積状況を示す平面図及び断面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第5条 条例第6条第2項（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）の

規定による申請を取り下げようとする者は、様式第2号の取下書を市長に提出しなければならない。

(資材置場の設置等に関する計画に記載する事項)

第6条 条例第6条第3項第11号の規則で定める事項は、資材置場において資材の搬入、堆積等の作業を行う日又は曜日及び時間帯とする。

(許可の基準)

第7条 条例第7条第1項第1号の規則で定める方法は、資材置場の区域が公道に4メートル以上接するものとする。

第8条 条例第7条第2項の技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第7条第1項第2号の措置は、資材の堆積の高さを2メートル以下とするとともに、法面の勾配については、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下とすることとする。ただし、擁壁等により安全が確保されていると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 条例第7条第1項第3号の措置は、高さ1.8メートル以上の板塀その他これに類する囲いを設置することとする。ただし、周辺の状況により立入り及び周辺の生活環境の悪化の防止に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 条例第7条第1項第4号の措置は、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所に面する塀その他の遮蔽物について、内部を外部から容易に見通すことのできる素材である部分又は構造である部分を適切に配置することとする。

(許可又は不許可の通知)

第9条 条例第8条第2項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の通知は様式第3号の、不許可の通知は様式第4号の通知書により行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第6条第3項第1号、第4号又は第9号から第11号までに掲げる事項に関する変更

(2) 条例第6条第3項第2号、第3号又は第5号から第8号までに掲げる事項に

関する変更であつて、変更後においても条例第7条第1項の基準に適合することが明らかなもの

(変更の許可の申請)

第11条 条例第9条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による申請は、様式第5号の申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類のうち、変更のあった事項に係るものを添付しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第12条 条例第9条第3項の規定による届出は、様式第6号の届出書により行うものとする。

(着手の届出)

第13条 条例第11条の規定による届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。

(完了等の届出)

第14条 条例第12条前段の規定による届出は様式第8号の、同条後段の規定による届出は様式第9号の届出書により行うものとする。

(標識の様式)

第15条 条例第13条第1項の規則で定める標識の様式は、様式第10号のとおりとする。

(許可に基づく地位の承継の届出等)

第16条 条例第14条第1項の規定による届出は、様式第11号の届出書により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による承認を受けようとする者は、様式第12号の承認願を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは様式第13号の、承認をしないこととしたときは様式第14号の通知書により当該提出をした者に通知するものとする。

(定期報告)

第17条 条例第15条第1項の規定による報告は、様式第15号の報告書により、当該許可に係る資材置場の設置に係る工事を完了した日から3年を経過する日が

属する年度ごとに、当該年度の市長が別に定める日までにを行うものとする。

(身分証明書の様式)

第18条 条例第16条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第16号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第19条 条例又はこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

※ 受付欄

## 資材置場の設置等の許可申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

資材置場の設置等に関する計画について許可を受けたいので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第6条第2項の規定により申請します。

## 資材置場の設置等の許可（変更の許可）申請取下書

年 月 日

（あて先）川口市長

提出者 住 所  
氏 名  
電 話 番 号

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

さきに提出した資材置場の設置等の許可（変更の許可）の申請を取り下げたいので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則第5条の規定により提出します。

1 資材置場の区域の所在地  
及び面積

平方メートル

2 申請年月日

※ 受付欄

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

資材置場の設置等の許可（変更の許可）通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

川口市長

印

年 月 日付けで申請のあった資材置場の設置等の許可（変更の許可）の申請について、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第6条第1項（第9条第1項）の規定による許可をしたので通知します。

1 資材置場の設置等を行う者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
2 資材置場の区域の所在地		
3 資材置場の区域の面積	全区域面積 平方メートル	利用区域面積 平方メートル
4 資材の堆積又は保管を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 資材置場の設置に係る工事着手予定年月日	年 月 日	
6 資材置場の設置に係る工事完了予定年月日	年 月 日	
7 その他必要な事項		

資材置場の設置等の不許可（変更の不許可）通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

川口市長

印

年 月 日付で申請のあった資材置場の設置等の許可（変更の許可）の申請については、次の理由により許可しませんので通知します。

理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



<h2>資材置場の設置等の変更許可申請書</h2>		※ 受付欄
		年 月 日
（あて先）川口市長		
申請者 住 所 氏 名 電話番号		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
<p>資材置場の設置等の許可に関する計画について変更の許可を受けたいので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第9条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
1 指令年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
2 資材置場の区域の所在地及び面積	平方メートル	
3 変更事項及び変更内容		
4 変更理由		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

<h2 style="margin: 0;">資材置場の設置等の変更届出書</h2>		<p>※ 受付欄</p>
<p>(あて先) 川口市長</p>		<p>年 月 日</p>
<p>届出者 住 所 氏 名 電話番号</p>		
<p>(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p>		
<p>資材置場の設置等の許可に関する計画について変更をしたので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
<p>1 指令年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>	
<p>2 資材置場の区域の所在地及び面積</p>	<p>平方メートル</p>	
<p>3 変更事項及び変更内容</p>		
<p>4 変更理由</p>		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

<h1 style="margin: 0;">工 事 着 手 届 出 書</h1>	<p>※ 受付欄</p>
<p>(あて先) 川口市長</p>	<p>年 月 日</p>
<p>届出者 住 所 氏 名 電話番号</p>	
<p>〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>	
<p>さきに許可を受けた資材置場の設置等の許可について、資材置場の設置に係る工事に着手するので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>1 指令年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>2 資材置場の区域の所在地 及び面積</p>	<p>平方メートル</p>
<p>3 着手予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

<h1 style="margin: 0;">工 事 完 了 届 出 書</h1>		<p>※ 受付欄</p>
<p>(あて先) 川口市長</p>		<p>年 月 日</p>
<p>届出者 住 所 氏 名 電話番号</p>		
<p>(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p>		
<p>資材置場の設置に係る工事を完了したので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
<p>1 指令年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>	
<p>2 資材置場の区域の所在地及び面積</p>	<p>平方メートル</p>	
<p>3 完了年月日</p>	<p>年 月 日</p>	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

<h2>資材置場の設置等の廃止届出書</h2>		※ 受付欄
(あて先) 川口市長		年 月 日
届出者 住 所 氏 名 電話番号		
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
資材置場の設置等を廃止したので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 指令年月日及び指令番号	年 月 日	第 号
2 資材置場の区域の所在地及び面積		平方メートル
3 資材置場の設置等を廃止した年月日	年 月 日	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例に基づく資材置場の許可標識		
許可を受けた者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
許可の概要	指 令 番 号	
	第 号	
	指 令 年 月 日	
	年 月 日	
	資材置場の区域	所在地
	面積	平方メートル
	資材置場の設置等の目的	
	資材の堆積又は保管を行う期間	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	
連絡先	担 当 者	
	電 話 番 号	
許可をした機関	名 称	
	連 絡 先	
その他		

〔 寸法 縦60センチメートル以上  
横60センチメートル以上 〕

<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">資材置場の設置等の許可に基づく地位の承継届出書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="margin-top: 20px;">資材置場の設置等の許可に基づく地位を承継したので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	<p style="text-align: center;">※ 受付欄</p>
<p>1 資材置場の設置等の許可に基づく地位を有していた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p>	
<p>2 指今年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>3 資材置場の区域の所在地及び面積</p>	<p>平方メートル</p>
<p>4 承継の原因</p>	
<p>5 承継の原因となった事実が発生した日</p>	<p>年 月 日</p>

備考 1 許可に基づく地位を承継したことを証明する書類を添付すること。  
2 ※印の欄には、記入しないこと。

<p style="text-align: center;">資材置場の設置等の許可に基づく地位の承継承認願</p> <p style="text-align: right; margin-top: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="margin-top: 20px;">川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第 1 4 条第 2 項の承認を受けたいので、次 のとおり申請します。</p>	<p style="text-align: center;">※ 受付欄</p>
<p>1 資材置場の設置等の許可に基づ く地位を有している者の氏名及び 住所 (法人にあつては、その名称及 び代表者の氏名並びに主たる事務 所の所在地)</p>	
<p>2 指令年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>3 資材置場の区域の所在地及び面 積</p>	<p>平方メートル</p>
<p>4 資材置場の所有権その他資材置 場の設置等に関する権原を取得し た事由</p>	
<p>5 資材置場の所有権その他資材置 場の設置等に関する権原を取得し た日</p>	<p>年 月 日</p>

- 備考 1 資材置場の所有権その他資材置場の設置等に関する権原を取得したことを証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。



資材置場の設置等の地位の承継承認通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

川口市長

印

年 月 日付けで申請のあった資材置場の設置等の許可に基づく地位の承継について承認したので、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則第16条第3項の規定により通知します。

1 資材置場の設置等の許可に基づく地位を有している者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
2 資材置場の設置等の許可の指令年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
3 資材置場の区域の所在地及び面積	

資材置場の設置等の地位の承継不承認通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

川口市長

印

年 月 日付けで申請のあった資材置場の設置等の許可に基づく地位の承継について、次の理由により承認しませんので通知します。

理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<h1 style="margin: 0;">定期報告書</h1>		<p>※ 受付欄</p>	
<p>(あて先) 川口市長</p>		<p>年 月 日</p>	
<p>報告者 住 所 氏 名 電話番号</p>		<p>〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>	
<p>川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p>			
<p>1 指令年月日及び指令番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>		
<p>2 資材置場の区域の所在地及び面積</p>	<p>平方メートル</p>		
<p>3 管理の状況</p>	<p>条例第7条第1項</p>	<p>第1号に掲げる基準</p>	<p>変更 有・無</p>
		<p>第2号に掲げる基準</p>	<p>変更 有・無</p>
		<p>第3号に掲げる基準</p>	<p>変更 有・無</p>
		<p>第4号に掲げる基準</p>	<p>変更 有・無</p>

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(表)

身 分 証 明 書		第	号
次の者は、川口市資材置場の設置等の規制に関する条例第16条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
所属部課名			
職 名			
氏 名		生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
川口市長			印

(裏)

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例 (抜粋)

(立入検査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材置場、資材置場の設置等を行う者の事務所等に立ち入り、当該資材置場の設置等の状況若しくは資材置場の設置等に係る契約書その他資材置場の設置等に関する物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) ~ (3) 略

(4) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

〔 寸法 縦5.5センチメートル  
横 8センチメートル 〕